

# 仕 様 書

保健福祉局動物愛護センター

(担当 藤井、野波)

電話：075-671-0336

F A X：075-671-0338

委 託 名	令和8年度京都動物愛護センター産業廃棄物の収集運搬及び処分業務
契 約 期 間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
契 約 条 件	<p>1 総則</p> <p>(1) 本仕様書は、京都動物愛護センターにおける産業廃棄物の収集運搬及び処分業務について定めるものである。</p> <p>(2) 本業務の受託人は、本業務の履行に当たり、京都市契約事務規則、その他関係法令等を遵守するとともに、本仕様書に基づき誠実に行うこと。</p> <p>(3) 本業務の受託人は、労働基準法及び労働安全衛生法を順守のうえ、本業務を履行すること。</p> <p>2 京都動物愛護センターの産業廃棄物（廃プラスチック類・缶・ビン・ペットボトル・ガラス・コンクリート・陶磁器くず）の収集運搬及び処分等は、次のとおり実施すること。</p> <p>(1) 受託者の条件</p> <p>ア 京都市競争入札参加資格名簿に登録されていること。</p> <p>イ 京都府もしくは京都市から交付される廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可証及び産業廃棄物処分業の許可証のなかに、廃プラスチック・缶・ビン・ペットボトル・ガラス・コンクリート・陶磁器くずが含まれている者でること。</p> <p>(2) 収集場所</p> <p>京都動物愛護センター内の廃棄物集積所 京都市南区上鳥羽仏現寺町11番地 TEL 075-671-0336</p> <p>(3) 廃棄物の内容及び発生予定量</p> <p>産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含まない。）</p> <p>① 廃プラスチック類</p> <p>② 空き缶、空き瓶、ペットボトル</p> <p>③ ガラス、コンクリート、陶磁器くず</p> <p><b>【排出量】</b> 年間 約13,000L 内訳 45L×6袋（1回当たり）×48回（月4回）</p> <p>※ただし、あくまで予定量であり、変動することがある。</p>

(4) 収集日時

午前9時から午後4時までの間に実施すること。具体的な曜日及び時刻については、事前に本市と協議のうえ決定する。

月4回

(5) 作業内容

建物内に設置された廃棄物集積所の産業廃棄物を適正に収集運搬、処分すること。

3 委託契約書の作成

受託者は、受託者の負担において、廃棄物処理法に基づく委託契約書を用意すること。また、本委託契約書を交わす際、産業廃棄物収集運搬業許可証及び産業廃棄物処分業許可証の写しを添付すること。

4 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の運用

(1) 本業務は、産業廃棄物管理票（以下「紙マニフェスト」という。）の交付又は公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが運営する電子マニフェストシステムの利用によって実施するものとする。

(2) 紙マニフェストを交付する場合、本業務の受託人は、廃棄物処理法第12条の3の規定に従い、産業廃棄物の収集後に必要事項を記入のうえ、A票を保健福祉局動物愛護センター職員に手渡すこと。また、収集運搬業務完了後、B2票を10日以内に保健福祉局動物愛護センターへ提出すること。また処分完了後、残るマニフェストに必要事項を記入のうえ、D票、E票を動物愛護センターに10日以内に送付すること。

5 契約金額の支払

契約金額は、委託業務の終了後、本業務の受託人から適法な請求があった後、30日以内に支払う。

6 その他

(1) 本業務の履行に必要な機器器材やその他消耗品に係る諸経費については、受託人の負担とする。

(2) 本業務の受託人は、業務の履行に当たって、事故のないよう努めること。事故のあった場合は、受託人の責任により対応すること。

(3) 収集運搬及び処分を委託する廃棄物の性状等に変更があった場合は、その変更内容及び程度を、速やかに書面をもって通知する。

(4) 受託者は、この契約に係る義務の履行を第三者に委託し、この契約に係る権利を第三者に譲渡し、またはこの契約に係る義務を第三者に承継させてはならない。ただし、京都市の文書により承認を得て法令の定める再委託の基準に従う場合は、この限りではない。

(5) 本業務の受託人は、受託した産業廃棄物の適正処理が困難となる事由が生じた

	<p>場合は、業務を一時停止し、直ちに本市に当該事由の内容及び本市が受ける影響が最小限となる措置を講じる旨につき、速やかに書面をもって通知すること。</p> <p>(6) 契約を解除しようとする際に、本契約に基づき引き渡しを受けた廃棄物で、未だ処理業務を完了していないものがあるときは、本市と本業務の受託人双方の責任において当該廃棄物の処理について、適正な措置を講じるものとする。</p> <p>(7) 業務の実施に当たり、建物及び付属物を滅失又は破損した場合は、本業務の受託人の責任において賠償するものとする。</p> <p>(8) 本業務の受託人は、業務の実施に関し、保健福祉局動物愛護センター職員と密接に連絡を取り合うこと。</p> <p>(9) 本仕様書に掲げる業務以外の業務の必要性が生じた場合は、別途契約する。また、本仕様書に定めがない事項及び疑義が生じた事項については、本市と本業務の受託人双方が誠意を持って協議すること。</p>
<p>見積書 提出期限等</p>	<p>(1) 見積書は原本を令和8年3月8日(日)までに、郵送や持参にてご提出ください。</p> <p>(2) 見積書のあて名は「京都市長」としてください。</p> <p>(3) 見積書には、社名及び代表者名を記載のうえ、押印してください。</p> <p>(4) 見積書には、御担当者様の氏名(フルネーム)及び連絡先を記載してください。</p> <p>(5) 見積比較のうえ、契約する相手方にのみご連絡させていただきます。御了承ください。</p> <p>(6) 本件調達に係る予算が成立しない場合は、契約を締結いたしません。この場合において、本件調達のために行った準備行為等に係る費用が既に発生していても、契約の相手方は、その費用を京都市に請求することはできません。</p>